

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会外国人市民施策
専門部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 本市における外国人市民施策の総合的な推進を図るため、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱第6条第5項の規定に基づき、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会に外国人市民施策専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 川崎市多文化共生社会推進指針（以下「指針」という。）の策定等に関すること。
- (2) 指針に基づく施策の進行管理に関すること。
- (3) 川崎市外国人市民代表者会議の提言に対する取組みに関すること。
- (4) その他、外国人市民施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる部会長及び部会委員をもって組織する。

2 部会長は、市民文化局市民生活部長をもって充てる。

(部会長の職務)

第4条 部会長は、当該専門部会の事務を総理する。

(会議)

第5条 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が出席できない時は、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 専門部会は、円滑な運営を図るために、作業部会を設けることができる。
- 4 部会長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、市民文化局市民生活部多文化共生推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月22日（決裁を完了した日）から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

〔別表〕川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会

外国人市民施策専門部会委員

◎は部会長

局名	所属
総務企画局	シティプロモーション推進室担当課長
	都市政策部担当課長
	都市政策部企画調整課担当課長
	人事部人事課長
市民文化局	◎市民生活部長
	人権・男女共同参画室担当課長
	市民生活部戸籍住民サービス課長
	市民生活部多文化共生推進課長
	コミュニティ推進部区政推進課長
経済労働局	労働雇用部担当課長
健康福祉局	総務部企画課長
	長寿社会部高齢者在宅サービス課長
	保健医療政策部担当課長
こども未来局	総務部企画課長
まちづくり局	住宅政策部住宅整備推進課長
危機管理本部	危機管理部担当課長
教育委員会事務局	教育政策室担当課長
	学校教育部指導課長
	生涯学習部生涯学習推進課長
	総合教育センターカリキュラムセンター室長